

【書評】

足立 研幾 著

『国際政治と規範
——国際社会の発展と兵器使用をめぐる規範の変容』

(有信堂高文社、2015年1月) 235頁

福田 毅

本書は、兵器規制問題を扱った足立研幾氏による3冊目の単著である。著者が兵器規制を論じる姿勢は、一貫している。それは、国家だけでなく非政府組織（NGO）等の非国家主体の役割にも注目しつつ、コンストラクティヴィズムの議論を踏まえたレジーム論や規範理論などに依拠した理論的アプローチを用いて問題を分析するというものである。前2著では主に冷戦終結後の通常兵器規制が扱われていたが、3冊目となる本書は、視野を広げて中世ヨーロッパにまで遡りつつ、国際社会の在り方の変容に伴い国家間で共有される規範がいかに変化したのか、さらにその規範が兵器規制を巡る国家の行動にどのような影響を及ぼしたのかを論じるものである。

日本においても、軍備管理・軍縮を総合的に解説した研究書は複数刊行されている。しかし、その多くは、核・生物・化学兵器や各種通常兵器など個々の分野における近年の取組を並列的に論じるものであり、本書のように一定のストーリーの下で軍備管理・軍縮の歴史を俯瞰した研究はあまり見当たらない。評者もこうした視点からの研究が必要だとまさに考えていたところであり、軍備管理・軍縮に関心のある読者には本書の一読を強くお薦めしたい。

本書の内容に立ち入る前に、1点だけ確認しておく。本稿で評者は「兵器規制」という簡略だが曖昧な表現を用いたが、これは正確に言えば国際人道法における「戦闘の方法と手段」の規制、すなわち、兵器の特定の使用方法あるいは個々の兵器そのものの規制を意味する。このタイプの軍縮・軍備管理には、例えば軍事的なバランスや安定性を重視するタイプの軍縮・軍備管理（対立する勢力間の軍備に上限を設ける条約等）と比較した場合、規範や価値という要因がより強く作用する。なぜなら、国際人道法上、国家が戦闘方法・手段を選択する際には、軍事的必要性和人道的配慮（兵器がもたらす人道上の悪影響の緩和）のバランスをとることが求められるからである。無論、現実には、人道的配慮

よりも軍事的必要性が優先されたり、人道的配慮の定義について見解が対立したりすることが多々ある。しかし、個々の兵器規制には、「人道」という価値・規範が常に大きな影響を及ぼしていることは否定できない。その意味でも、国家安全保障に代表される国家の利益という観点からだけでは兵器規制を巡る国家の行動を完全には説明できないという著者の主張には、十分な説得力がある。また、そもそもなぜ上記のような国際人道法上の原則が確立されたのかという疑問にも、本書は一定の回答を提示している。

第1章では、本書における著者の問題意識とアプローチが提示される。まず、著者は、国家は安全保障を中核とする自国の利益に基づき合理的に行動すると想定する合理主義国際政治学（ネオリアリズムやネオリベラリズム）の立場からでは、時として自国の安全を損ねかねない特定兵器の規制に国家が合意するプロセスを十分には説明できないと指摘する。そこで著者が注目するのが、規範やアイデンティティの観点から国家の行動を説明するコンストラクティヴィズムのアプローチである。

ただし、著者は、コンストラクティヴィズムの先行研究を単純に兵器規制の歴史に応用するのではなく、先行研究の欠点を克服し、長期的な歴史の中で兵器規制を巡る規範の生々流転を捉え直そうと試みている。先行研究の欠点とは、著者によれば次のようなものである。まず、既存の研究では、規範が共有されている社会の性質、すなわち、その社会が「どのようなアクターによって、どのように形成されてきたのか」（12-13頁）という点が考慮されていない。また、従来の規範ライフサイクル論も、規範起業家の活動開始から議論を開始しており、既存の規範の中から新たな規範が生まれてくるプロセスを明確に説明できていない。このほかにも規範ライフサイクル論には、新たな規範の成立を阻み、旧来の規範を護持しようとするアクター（規範守護者）の存在をあまり考慮に入れていない、原則的な規範が成立した後も特定事象への規範の適用の是非等を巡る対立が継続する点が無視されているといった問題点があるとされる。

こうした問題意識に基づき、著者は、「中世ヨーロッパ社会」、近代の「ヨーロッパ国家間社会」、19世紀後半以降の「国家間社会」のそれぞれについて、国際社会の在り方と、そこで共有される規範の変容を分析していく。まず、第2章において、中世および近代のヨーロッパが取り上げられる。中世ヨーロッパでは、キリスト教によって結びついた、教会、君主、騎士等の多様なアクターによって構成される社会が成立していた。ここで著者が注目するのは、騎士道と、それが発展して成立した礼儀作法の遵守という規範である。この規範は、君主や

教会が騎士の暴力を抑えるために生み出されたものだが、君主への従属を強めていた騎士もこの規範を進んで受容し、規範の内在化が進行した。そして、この規範を土台として、騎士は非戦闘員を攻撃すべきではないという文民保護規範や、騎士道に反する卑怯な手段である毒を用いるべきではないという毒禁止規範などが誕生した。

なお、毒や（それ以前に禁止されたとして本書でも言及されている）クロスボーの禁止は、著者も「社会の支配者が自らを脅かし得る兵器を規制しようとしたものだった」（62頁）と述べるように、国際社会を構成するアクター間の規範ではなく、各アクターの領域内における規範であり、国家が国内における物理的暴力を独占していくプロセスの一環だと解釈することも可能である。もちろん、中世ヨーロッパでは国内社会と国際社会の境界線は不鮮明であり、国内規範と国際規範を明確に分離することは難しいが、このような社会の特徴が兵器規制に及ぼした影響や、中世と近代以降の兵器規制の質的差異なども重要な論点であろう。これらの点について、著者の見解が明示されていないことは残念である。とはいえ、中世ヨーロッパにおける規範が後の兵器規制の源流となったという著者の筋立ては、非常に的確である。この後の箇所では著者が指摘するように、国内規範と国際規範の間の「ズレ」に違和感を覚えるアクター（主に非国家主体）は、国内規範を国際社会にも投影すべきだと論じるようになっていく。

著者によれば、中世ヨーロッパ社会が発展して成立した近代的国家間関係に基づく「ヨーロッパ国家間社会」では、騎士道や礼儀規範が「文明化」という規範に昇華されていった。そして、「野蛮」な戦闘行為を避け、戦争の悲惨さを緩和すべきとの規範を唱える規範起業家が民間から現れ、やがて国家もこれを受容するようになる。さらに、この新たな規範に「接ぎ木」される形で、不必要な苦痛を与える兵器の禁止規範が成立し、それが1868年のサンクト・ペテルブルク宣言（400グラム未満の爆発性発射物等を禁止した宣言）へと結実した。著者は、国家が新たな規範を受容した理由について、戦争の悲惨さを緩和により徴兵を容易化する、あるいは戦争自体を悪と見做すよりラディカルな規範起業家に対抗するといった現実的な目的もあったとしつつも、「『ヨーロッパ国家間社会』における『文明化』言説の広まりを抜きに説明することは困難である」と指摘する（76頁）。

「ヨーロッパ国家間社会」が非ヨーロッパ圏にまで拡大した「国家間社会」は、第2次大戦以前（第3章）、第2次大戦後から冷戦終結以前（第4章）、冷戦終結後（第

5章)の3段階に細分化されて論じられる。第2次大戦以前の「国家間社会」では、ヨーロッパ諸国で共有されていた文明化の基準を満たすことが社会への参加条件と見做され、これを受け入れたオスマン・トルコやアメリカ、日本などが新たな構成員として参入した。そして、文民保護規範や不必要な苦痛を与える兵器の禁止規範への接ぎ木がさらに増殖し、軽気球からの投射物投下や、ダムダム弾および毒ガスの使用等が禁止されていった。

第2次大戦後には、旧植民地国等が一斉に「国家間社会」に加わり、構成員の多様化と、構成員間の能力格差の拡大が進んだため、社会の一体性が低下した。しかし、それでも従来の兵器規制規範は生き残り、生物兵器禁止条約や特定通常兵器使用禁止・制限条約(CCW)を生み出した。著者によれば、これまでの歴史の中で各国が従来の兵器規制規範への支持を繰り返し表明していたため、特定の兵器がそうした規範に反するのではないかとの問題が提起されると、その訴えを国家が無視することは難しくなっていた。その結果、軍事的有用性が皆無ではない兵器を規制するという「合理主義国際政治学の観点から説明することは困難」な行動を、国家は取らざるを得なくなった(147頁)。

冷戦が終結すると、国内外の問題を処理する国家の能力が低下する一方で、情報収集・発信能力の向上等を背景としてNGOに代表される非国家主体の影響力が増大した。NGOは、従来の兵器禁止規範に接ぎ木する形で対人地雷やクラスター弾の禁止を求め、効果的な世論啓発キャンペーンを実施し、接ぎ木の増殖を阻止しようとする規範守護者に対抗した。こうしたNGOと有志国が手を結んだ結果、両兵器の禁止条約が成立した。著者は、「国家が内と外からその自律性を侵食されるなかで、国境を越えた問題に国家が対応する際、国内社会、あるいは『新しい中世社会』(評者注：非国家主体によって構成される社会)の選好も無視し得ない状況が生まれつつある」と指摘する(185頁)。

以上のような本書の内容は非常に刺激に富むが、逆にそれ故、より明確な説明を求めたくなる箇所もある。例えば、著者は繰り返し、兵器規制を巡る国家の行動は合理主義国際政治学では十分に説明ができないケースがあると主張するが、それでは一体どこまで合理主義国際政治学で説明でき、何が説明できないのかは詳細に検討されていない。軍事的有用性のある兵器でも、相互に使用を放棄する方が国家安全保障に資する場合もあり得る。もちろん、その場合でも、相手国が合意を遵守するか信頼できない状況下では兵器規制に合意しないことが合理的であるとの主張も可能だが、だからこそ軍縮・軍備管理の世界では、相手国の善意に依拠せずには査察や検証を行う方法が模索されてきた。また、

国家による合理的な意思決定過程に規範という要素を組み込むことも、検討されてよいのではないか。例えば、国内社会や国際社会で受容されている規範に反する軍事行動を取れば、軍事行動の正当性が損なわれ、国内外で反対・抵抗運動が発生するといった軍事的・政治的デメリットが生じる可能性がある。兵器規制についても、こうした考慮が働く可能性は否定できない。こうした点を明確化してこそ、著者の主張はより一層の説得力を持つのではなからうか。

また、著者の主な関心が規範という要因にあるため仕方のない面もあるが、兵器規制の軍事的背景について説明不足の感が否めないのも事実である。例えば、欧州諸国が対人地雷やクラスター弾の禁止に賛同した一因は、欧州諸国にとって両兵器の軍事的有用性が低下していたことにあった。さらに、その背景には、近年における戦争形態の変容（大国間の大規模戦争発生の可能性低下と、地域紛争や非対称紛争の増加）が存在した。恐らく、戦争形態の変容は、著者が本書で提示した「国家間社会」の変容という観点からも一定の説明が可能であろう。前述したように、兵器規制においては軍事的必要性和人道的配慮のバランスが重視される以上、双方の要因を考慮することが不可欠である。著者も、規範だけでなくパワーや利益も重要だと繰り返し指摘しているが、そうであれば、規範と軍事的要因の相互作用にも、もっと目配りすべきだと思われる。

規範起業家と規範守護者の対抗という著者が示した構図は、非常に示唆に富んでいる。その一方で、アクターを起業家と守護者に二分する際には、注意が必要である。著者も指摘するように、19世紀ヨーロッパには、戦争の禁止を求める規範起業家と、戦争の悲惨さ緩和を求める規範起業家が併存していた。そして、国家は、前者に対抗するために後者と手を結んだ。その一方で、国家の意思決定者や軍人にとっても野蛮な戦争の回避は、「文明国」というアイデンティティを再確認するため率先して追求すべき課題であった。この場合、国家は、守護者と起業家の二つの役回りを演じているとも言える。また、自らが唱道する規範の正当性を巡る抗争は、起業家と守護者の間だけでなく、異なる規範を追求する複数の起業家の間でも発生し得る。本書における著者のアプローチを参考にするには、こうした点にも留意する必要があるだろう。

もちろん、こうした疑問点や留意点も、本書の議論に触発されて生じたものである。今後、本書が提示する見取り図を参照点として、軍縮・軍備管理の歴史の解釈に関する議論が活性化していくことを期待したい。